

令和4年度 第2回

# 恵庭市国民健康保険運営協議会

## 議 事 録

令和4年12月6日（火）16時30分開会  
恵庭市民会館 第2会議室

## 令和4年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会

### 1. 日時

令和4年12月6日（火） 16時30分～17時05分

### 2. 会場

恵庭市民会館 第2会議室（恵庭市新町10番地）

### 3. 出席者

#### 【運営協議会委員】（9名出席）

##### （1）公益代表

宮 利徳（会長）、松島 緑（会長代行）、新岡 知恵

##### （2）被保険者代表

城生 康裕、神田 美佐子、大貫 司

##### （3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信

##### （4）被用者保険等保険者代表

佐藤 浩之

#### 【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

### 4. 議事録署名委員

平中 良治（保険医又は薬剤師代表）、貝嶋 光信（保険医又は薬剤師代表）

### 5. 協議事項

令和5年度 国民健康保険税率について

### 6. その他

### 7. 閉会

## 1. 開会

### ○保健福祉部次長

この度は、皆様お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今より、国民健康保険運営協議会を開催致します。

なお本日、急遽島田委員がご欠席となりましたことをご報告致します。

## 2. 副市長挨拶

### ○保健福祉部次長

それでは、協議会の開催にあたり、所用で欠席の市長に代わって副市長よりご挨拶を申し上げます。

### ○横道副市長

副市長の横道です。お忙しい中お集まり頂き、誠にありがとうございます。また、日頃から市政全般においてご協力とご理解を頂き、誠に感謝申し上げます。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

本日の運営協議会につきましては、11月15日に、北海道から仮係数による令和5年度国保事業費納付金が示されたところであり、これを受けて本市における令和5年度国保税率についてのご協議を頂きたいと考えているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響によって医療機関の診療控えが続いておりましたが、回復の兆しが見えていることから、1人あたりの医療費は増加傾向となっているところです。また、国民健康保険加入者も減少しているということで、今後の動向が推測しづらい状況が続いているところです。令和5年度においては、それらを踏まえた国保税率の設定が必要となってきたところです。

本日は皆様より、忌憚の無いご意見をお伺いし、令和5年度の予算編成に着手したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、国保税の収納率でございますが、10月末で前年同月の状況と比較しますと、令和3年度は40.79%でありましたが、令和4年度10月では41.86%と、順調に推移しているところです。

今後も被保険者の皆様に公平で公正な保険制度運営に努めていく考えでございますので、引き続き委員皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

## 3. 会長挨拶

### ○保健福祉部次長

続きまして、宮会長よりご挨拶を頂きたいと思います。

○宮会長

皆様お疲れさまです。本日は、今お話がありましたが令和5年度の国民健康保険税率について、皆様にご協議頂きたいと思います。副市長からもありましたが、被保険者の数やコロナの状況など、来年度に向けて変化があるような状況でありますので、皆様には総合的な観点からご協議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。

それでは、これ以降の進行は運営協議会規則第5条の規定により、議長は会長が行うこととなっております。よろしくお願い致します。

#### 4. 議事録署名委員の選出

○宮会長

それでは、早速、協議に入りたいと思います。次第の4番ですが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員を2名置くこととなっております。私からご指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

それでは指名させていただきます。本日は、貝嶋委員と平中委員の2名を議事録署名委員に決定したいと思います。よろしくお願い致します。

#### 5. 協議 協議事項 令和5年度国民健康保険税率について

○宮会長

それでは、次第の5番目の協議となりますが、協議に入らせて頂く前に、前回の会議で皆様からあった質問のうち、資料の関係などから未回答となっていた事項がございますので、先に事務局から説明をさせて頂きたいという申し出がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○国保医療課長

国保医療課長の渡部です。よろしくお願い致します。

説明に入らせて頂く前に、お手持ちの資料を確認させて頂きたいと思います。

事前に皆様を送付させて頂きました、「令和5年度国民健康保険税率について」の他に、本日机上に、この後説明をさせて頂きます前回ご質問のあった事項に関する資料を配布

させて頂いております。もし不足等ある方は、申し出を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、改めて会長からご案内のありましたとおり、前回の会議において委員の皆様から質問を頂いていたところですが、その中で手持ちの資料等の関係から未回答となっておりました部分につきまして、改めて回答をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

詳細につきましては、それぞれの担当主査から説明をさせて頂きます。

#### ○国保医療課管理担当主査

管理担当主査の田中です。よろしくお願い致します。

私からは、前回の会議で未回答となっていた事項について、改めて説明をさせて頂きたいと思います。まず、机上に配布致しました資料のうち、「全道都市の状況（基礎分）」とあるものをご覧ください。前回会議で、恵庭市の保険料率の道内自治体との比較についてご質問がありましたので、区分ごとに回答致します。

この資料は、令和4年7月に実施された「令和4年度賦課状況調査」の集計結果となり、町村を除いた全道35市の中での比較資料になります。

まず医療分ではありますが、恵庭市の所得割9.38%は全道で4番目、均等割の26,800円は5番目、平等割の25,900円は13番目になっております。

次のページは1世帯・1人あたりの調定額の集計結果となっており、括弧内の数字が順位となっています。恵庭市では1世帯あたり調定額は99,935円で9番目、1人あたり調定額は67,522円で10番目となっています。

次のページは後期高齢者支援分についてとなります。恵庭市の所得割2.95%は全道で8番目、均等割の8,600円は9番目、平等割8,100円は12番目となっております。

次のページの後期高齢者支援分の1世帯あたり調定額は31,049円で12番目、1人あたり調定額では21,222円で13番目となっています。

次のページは介護分についてとなります。恵庭市の所得割2.35%は全道で9番目、均等割の9,100円は15番目、平等割の5,600円は21番目となっております。

1世帯あたり調定額は23,226円で15番目、1人あたり調定額は20,528円で13番目となっております。

他市状況の詳細については、この資料でご確認頂ければと思います。

続きまして、お手元の「外国籍加入状況」を説明させて頂きます。

前回、外国人の国保加入状況についてご質問があったと思いますが、この資料は各年4月1日時点での数値となっております。

令和4年度では、外国人加入者は52世帯で61人となっております。国籍は中国が多く16人、次いでネパールが14人、韓国の5人となっています。年齢層では20～39歳が

最多で32人、次いで40～64歳が23人となっています。在留の理由別では留学が最も多く14人となっています。

その下段は令和3年度の実績ですが、55世帯66人であり、大きな変化はありませんでした。さらに下段の令和2年度の実績でみると94世帯113人でありましたので、比較すると激減しているという状況にあります。加入者の内訳で見ると、中国籍の留学生加入者が激減している状況にあることから、減少の要因については新型コロナウイルスの影響によるものが大きいと考えられます。私からの説明は以上となります。

#### ○国保医療課管理担当主査

給付担当の斉藤と申します。よろしくお願い致します。

私からは、令和元年度から令和3年度までの国民健康保険給付事業の実績について説明をさせていただきます。

まず、特定健診についてですが、こちらは10月中旬に法定報告値という、国からの確定値が出ましたので、説明をさせていただきます。令和3年度は8,784名の方に案内を送し、受診された方は2,310名、受診率は26.3%となりました。令和元年度と比較すると、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって落ち込んでおりますが、令和2年度と令和3年度とを比較しますと、横ばいの状態となっております。

特定保健指導については、積極的支援と動機付け支援の2種類があり、お腹回りが男性で85センチ以上、女性で90センチ以上、又はBMIが25以上の人で、リスク項目であります高血圧、高脂血症、高血糖、喫煙のうち2つ以上該当する場合は積極的支援、1つが該当する場合、もしくは65歳以上の方については動機付け支援と区分しております。令和3年度の対象者は、積極的支援が34名で、利用された方が20名、修了された方が9名となっております。動機付け支援については、対象者が200名、利用者が127名、修了者が127名となっております。

続いて、医療費適正化事業としまして、医療費通知の発送枚数とジェネリック医薬品差額通知の発送枚数を表示しております。医療費通知は年6回発送しており、令和3年度は合計で39,194通、ジェネリック差額通知は年1回の発送となっており、令和3年度は720通となっております。

ジェネリック医薬品のシェア率を参考として載せておりますが、こちらは国民健康保険団体連合会から毎月通知が来るもので、令和3年度の年間のシェア率は83.7%となっております。

続きまして、第三者求償行為については表のとおりでございます。

次ページからのレセプト点検につきましては、入院・入院外・歯科・調剤・訪問看護の件数を記載しております。それに伴う過誤調整（再審査）の件数も、表記のとおりとなっております。

柔道整復、針灸あんま、マッサージの件数につきましても、ご覧のとおりとなっております。

す。

保険者努力支援制度につきましては、過去３年間の獲得点数を表示しています。令和３年度につきましては、前年、前々年と比較しますと若干点数が下がっておりまして、この原因については、新型コロナウイルスの感染拡大により、インセンティブ事業というのがあるのですが、この中のイベント事業の中止に伴って点数が著しく下がっているという結論に達しています。

最後にみなし健診の昨年の実績につきまして、令和３年度は９４名に通知をし、２１名が検診を受診しております。簡単ではございますが以上となります。

○宮会長

以上が前回質問頂いた説明についての回答になります。これについて質疑がございましたら発言願います。

○佐藤委員

２点ほど教えて頂きたいと思います。保険者努力支援制度について、細かく事業ごとに点数が配分されて、合計の点数が出ていると思いますが、できれば来年の決算でも構いませんので、細かい部分までお示しいただければ、どの部分を頑張れば点数が上がって、交付金が増えることで恵庭市の国保事業や財政が良くなっていくと思いますので、お願い致します。

○国保医療課給付担当主査

承知しました。

○佐藤委員

みなし検診の関係ですが、９４名というのはどのような対象者なのでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

対象者の絞り込みについては、年４回以上医療機関にかかられている方で、特定の検診項目で抽出しております。令和３年度につきましては恵み野病院にご協力頂き、糖尿病内科にかかられている方を対象に、検査項目で１．５－ＡＧという項目を検査されている方で絞り込み、案内を発送しています。

○佐藤委員

受診した方２１名というのは、前年は定期検診を受けられていなかったということでしょうか。今回新たに特定健診を受けられた方ということでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

新たにみなし健診を受けられた方ということになります。

○佐藤委員

実質、新規分の増ということでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

ゼロからこの分だけ増えたということになります。

○佐藤委員

22%というのは非常に良い数字だと思いますので、引き続きご努力頂きたいと思います。

○国保医療課給付担当主査

ここには載せておりませんが、今年度は11月末時点で約50名と、倍の人数で推移しております。

○宮会長

他にございませんか。

<発言なし>

質疑が無いようでしたら、前回の質問事項については以上で終わらせて頂きたいと思っています。続いて、次第5番の協議に入らせて頂きたいと思っています。

協議事項「令和5年度国民健康保険税率について」、事務局より説明をお願いします。

○国保医療課長

それでは、協議事項に移らせて頂きます。本日の協議につきましては、令和5年度国民健康保険税率についてということで、よろしくお願い致します。

資料をご覧いただきたいと思います。大きく分けて、1番目が令和5年度の国保事業費納付金の試算結果と、3番目の保険税課税限度額の改定案の、大きく2本立てとなりますのでよろしくお願いしたいと思います。説明は国保医療課管理担当主査から行いたいと思います。

○国保医療課管理担当主査

担当主査の田中です。引き続きよろしくお願い致します。

それでは、事前に配布しておりました協議資料の、「令和５年度国民健康保険税率について」、ご説明をさせていただきます。

まず、項目１番目の、「令和５年度国保事業費納付金の試算結果について」から、ご説明させていただきます。

国民健康保険制度については、平成３０年度より広域化がなされ、財政責任の主体は北海道となっております。従って、令和５年度の予算編成は広域化６度目の予算編成ということになります。

広域化後の国保税率については、北海道から示された国保事業費納付金を支払うことができる税収を確保していくことが条件であり、これは北海道から示される「標準保険税率」を参考に設定することとされております。

先日１１月１５日に、国の予算編成により変動する係数を仮に設定した、令和５年度国保事業費納付金が北海道より示されましたので、これに基づいた令和５年度の国保税率についてご報告致します。

まず、（１）の国保事業費納付金の試算結果をご覧ください。

令和５年度に本市が北海道へ支払う国保事業費納付金は約１６億１，４７５万円と試算されており、令和４年度の確定納付金と比較しますと、約１，９２３万円の増額となっております。

増額となった要因と致しましては、国民健康保険の被保険者数は高齢化の進展や社会保険加入要件の拡大によって減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響によって減少していた医療機関への受診が徐々に回復傾向にあることを背景に、総医療費の減少が緩やかとなっており、１人あたりの医療費は増加傾向にあることなどから増額となっているところです。

次に、（２）「標準保険税率の試算結果」をご覧ください。

北海道が示した納付金を納めるために必要な税収から算出された標準保険税率と、それを当市の応能・応益割合に合わせて再計算致しました市町村算定方式と現行の税率をそれぞれ比較しましたところ、現行税率のままでも、納付金を納めるために必要な税収は確保できることがわかりました。

次に、資料裏面をご覧ください。

項目の２、令和５年度 国民健康保険税率改正についてですが、

市町村算定方式を基にした令和５年度国保税の賦課総額は約１３億６，３７５万円と推計されました。一方で、当市の現行税率に当てはめて再計算したところ、道が推計した賦課総額よりも約３，２３４万円の増額が見込まれることがわかっています。

令和５年度におきましても、被保険者数の減少に歯止めがかからない状況や、物価高騰などによる個人所得の減少など、道の推計を下回るような不確定要素がございますが、それでもなお現行税率を据え置いたままでも、令和５年度における国民健康保険事業費納付金の納付と、今後の基金活用方針に基づきました取り組みを行うために必要な税収

は確保できるものと考えております。

以上の検討結果から、令和５年度におきましては現行税率のまま据え置くことと致します。

なお、今後の改正については、令和６年度に国民健康保険事業費納付金の算定方法の一部変更が予定されているため、この改正の内容を踏まえた上で、改めて皆様にも次年度の改正の要否についてお示ししたいと考えております。

次に、項目３番目の、保険税課税限度額の改定案についてとなります。

国民健康保険の課税限度額は地方税法施行令によって決定されており、令和４年３月３１日付の改正で医療分が６３万円から２万円引き上げの６５万円、後期高齢者支援分が１９万円から１万円引き上げの２０万円に、それぞれ決定されているところであります。

本市においては、１年遅れで条例改正を行っていることから、令和５年度より、お示しました国の規定に合わせた上限額に改正をするものであります。

なお、この改正による影響額については、現時点での課税限度到達世帯数から推計した数字となりますが、１０２世帯が対象になり、約３０６万と推計しているところであります。

なお、次のページからは、道の示した納付金や標準税率がどのように決定されているかを簡単に示したものになりますので、後ほどご確認を頂ければと思います。資料の説明は以上となります。

#### ○国保医療課長

詳細については今説明させて頂いたとおりですが、最後に今後のスケジュールでございます。現在、説明させて頂いた納付金額を基に、現行の国保税率を据え置いた形で令和５年度予算編成作業を進めているところであり、年内には概ね完了する予定です。

今後、北海道から年明けの１月中旬に北海道から確定係数による納付金額及び標準保険税率が改めて示されることから、示された数値に仮係数との大きな差が無い場合は、今回ご説明した案をそのまま予算案として３月上旬に改めてご報告致します。

また、保険税の課税限度額につきましては、令和５年第１回定例会に条例改正案を提出する予定でございます。令和５年度の国保税率についての説明は以上とさせていただきます。

#### ○宮会長

それでは、只今の協議事項以上についての質疑に入らせて頂きますが、質疑のある委員はいらっしゃいますか。

#### ○佐藤委員

賦課限度額の改定案については、これで良いと思いますが、現在１年遅れで改定を行

っているということです。中間所得層の負担軽減のために賦課限度額を上げているということもあると認識しておりますし、都道府県の統一保険料率になる際には、国の基準に全市町村合わせなければならないということもあると思います。先ほどの資料の中でも令和4年度は65万円が上限となっている所がほとんどとなっておりますので、これらを考えると、できるだけ早い時期に合わせた方がよろしいのではないかと思います。

○国保医療課長

今後、全道の保険料・率が統一されることを考えますと、委員の仰るとおり賦課限度額についても、できるだけ早く足並みを揃えていくことが大事であると我々も理解しております。議会に諮って条例改正をするタイミングの部分もありますので、現在のところは、従来からも今のような形をお願いをさせて頂いているところです。賦課限度額の改定が無かった年に改正をして追いついているような状態ですが、これからも様々な形で検討はさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○宮会長

他にございますか。

<発言なし>

無いようですので、協議事項についてお諮りいたします。令和5年度国民健康保険税率については、只今事務局より説明のありましたとおり、来年度の保険税率については据え置きという形で進めさせて頂くということで、ご異議ございませんか。

<異議なし>

それでは、令和5年度国民健康保険税率については、据え置きということで承認されました。

以上で、5の協議事項については終了させて頂きたいと思います。

6. その他

○宮会長

それでは日程次第の6、その他に入りたいと思います。その他、議題をお持ちの方はいらっしゃいますか。

<発言なし>

事務局からありませんでしょうか。

○国保医療課長

ありません。

○宮会長

無いようですので、以上を持ちまして本日の次第は全て終了させて頂きたいと思えます。委員の皆様、誠にありがとうございました。